

奈良県教育委員会告示第二十二号

奈良県文化財保護条例（昭和五十二年三月奈良県条例第二十六号）第三十一条第一項の規定により、次の表に掲げる有形民俗文化財を奈良県指定有形民俗文化財に指定する。
平成二十七年三月二十七日

奈良県教育委員会委員長 花山院 弘 匡

名 称	陀々堂の鬼面
員数	四面
所有者・住所	宗教法人念仏寺 五條市大津町一二七番地
所在地	五條市北山町九三〇番地 の二（市立五條文化博物 館）